

森林経営管理制度について

福知山市

産業政策部 農林業振興課

目次

- 1 福知山市における森林の現状 . . . P1
- 2 森林施業の必要性 . . . P2
- 3 『森林経営管理法』について . . . P3
- 4 森林経営管理制度について . . . P4
- 5 森林環境税、森林環境譲与税について . . . P5
- 6 森林経営管理意向調査長期実施計画について . . . P6, 7
- 7 森林経営管理権集積計画の作成の申出について . . . P8
- 8 福知山市における森林経営管理事業の実績について（1） . . . P11
- 9 福知山市における森林経営管理事業の実績について（2） . . . P13, 14

1 福知山市における森林の現状

■福知山市の総面積55,254haのうち、41,549haが森林面積

■41,549haのうち、48%にあたる19,961haがスギやヒノキなどの人工林

■人工林のうち10年以内に施業をされた面積は1,360ha 市全体の約75%が森林

■残りの18,601haの人工林の手入れの推進を行う

人工林のうち約6.8%

(ha)

| | 人工林 | 天然林 | その他 | 計 |
|--------|-----------|-----------|----------|-----------|
| 旧福知山市 | 8,169.14 | 9,309.78 | 564.95 | 18,043.87 |
| 旧三和町 | 3,107.33 | 4,196.30 | 195.87 | 7,499.50 |
| 旧夜久野町 | 5,244.19 | 2,924.44 | 239.27 | 8,407.90 |
| 旧大江町 | 3,440.47 | 3,865.18 | 292.52 | 7,598.17 |
| 福知山市 計 | 19,961.13 | 20,295.70 | 1,292.61 | 41,549.44 |

(参考)福知山市の宅地面積1,558.6ha

2 森林施業の必要性

■間伐の遅れにより林内が暗くなり下層植生が消失し、表土の流出が著しく水源かん養機能が低くなる。

■また幹も細くなってしまい、風雪にも弱くなってしまう。



真っ暗なヒノキ人工林



根が浮き上がったヒノキ人工林

■間伐を適切に行うことで、林内に適度に光が射し込み、下草などの下層植生が繁茂しているため、水源かん養機能や土砂流出防止機能が高くなる。

■また、幹が太く、生育が良くなり、風や雪にも折れにくくなる。

■下層植生が豊かになり、多様な生物の生息を維持できるようになる。



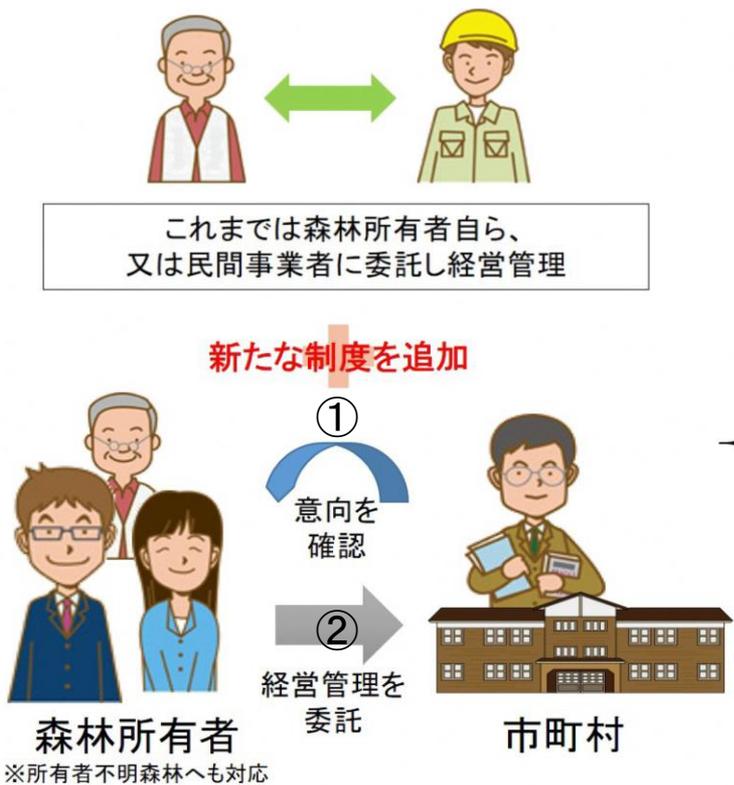
下層植生が豊かな人工林

(出典) 林野庁HP

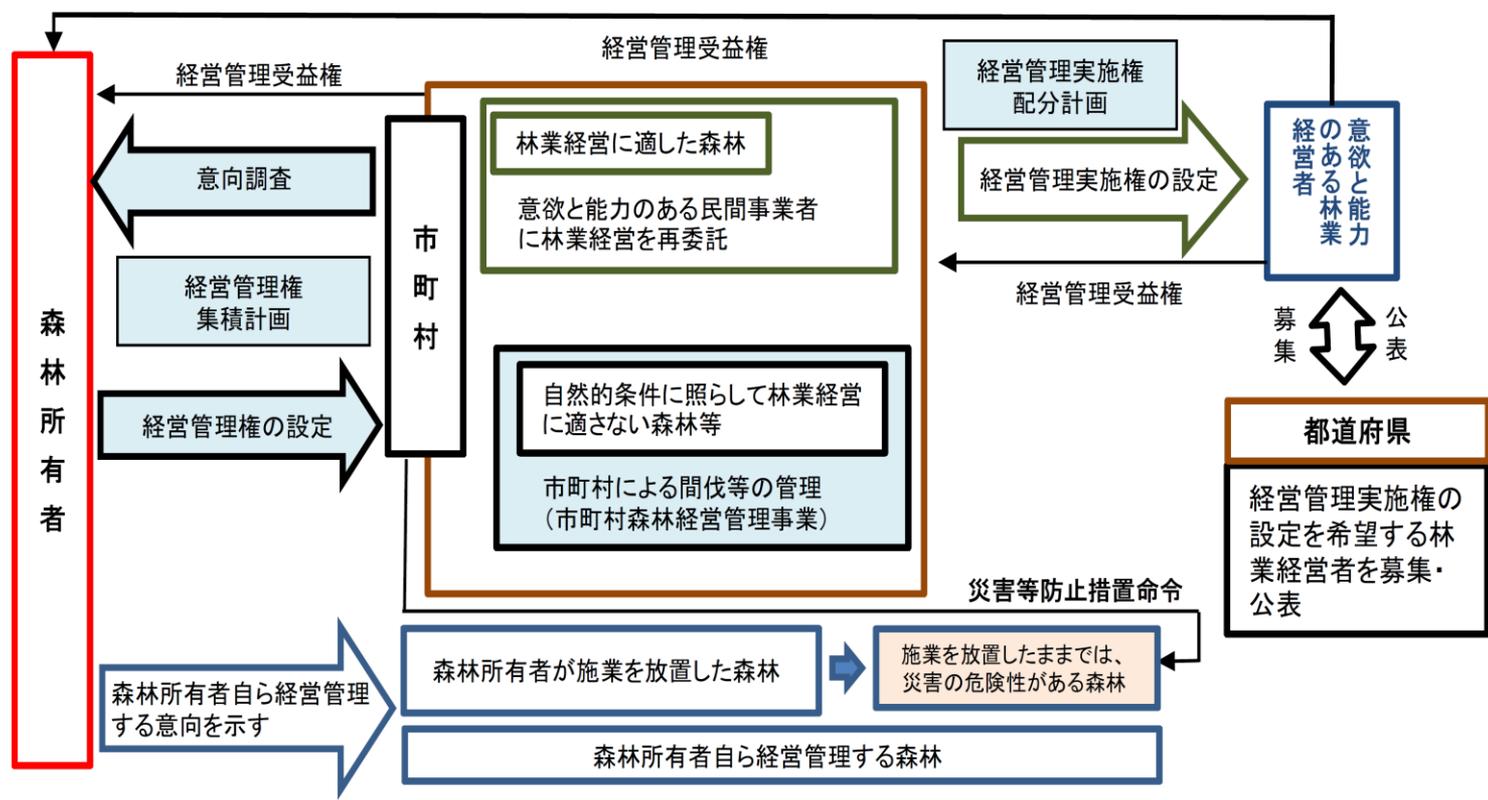
3 『森林経営管理法』について

- 平成31年4月に「森林経営管理法」が施行された。
- 法第3条に「森林所有者はその権原に属する森林について、適時に伐採、造林及び保育を実施することにより、経営管理を行わなければならない」と森林所有者の責務が義務化された。
- また法第3条第2項に「市町村は、その区域内に存する森林について、経営管理が円滑に行われるようこの法律に基づく措置その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする」となっている。

森林経営管理制度

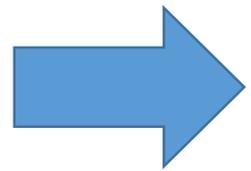


4 森林経営管理制度について



【課題】

- 対象森林の境界不明
- 対象森林の所有者不明
- 対象森林所有者の所在不明



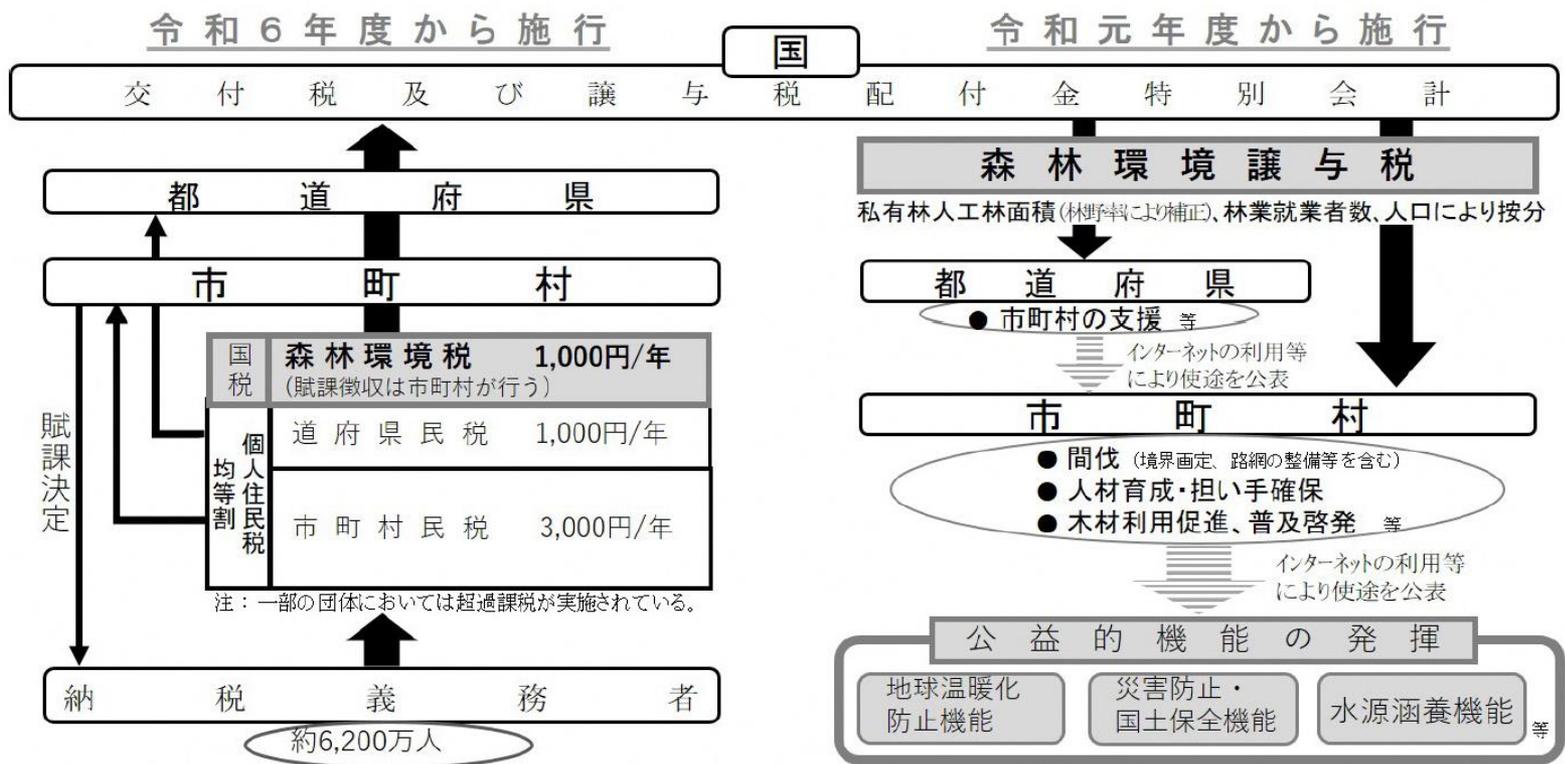
【解決に向けて】

- 森林航空レーザ測量による境界明確化
- 地元にある地図等提供の御協力
- 地元の有識者の方の御協力

5 森林環境税、森林環境譲与税について

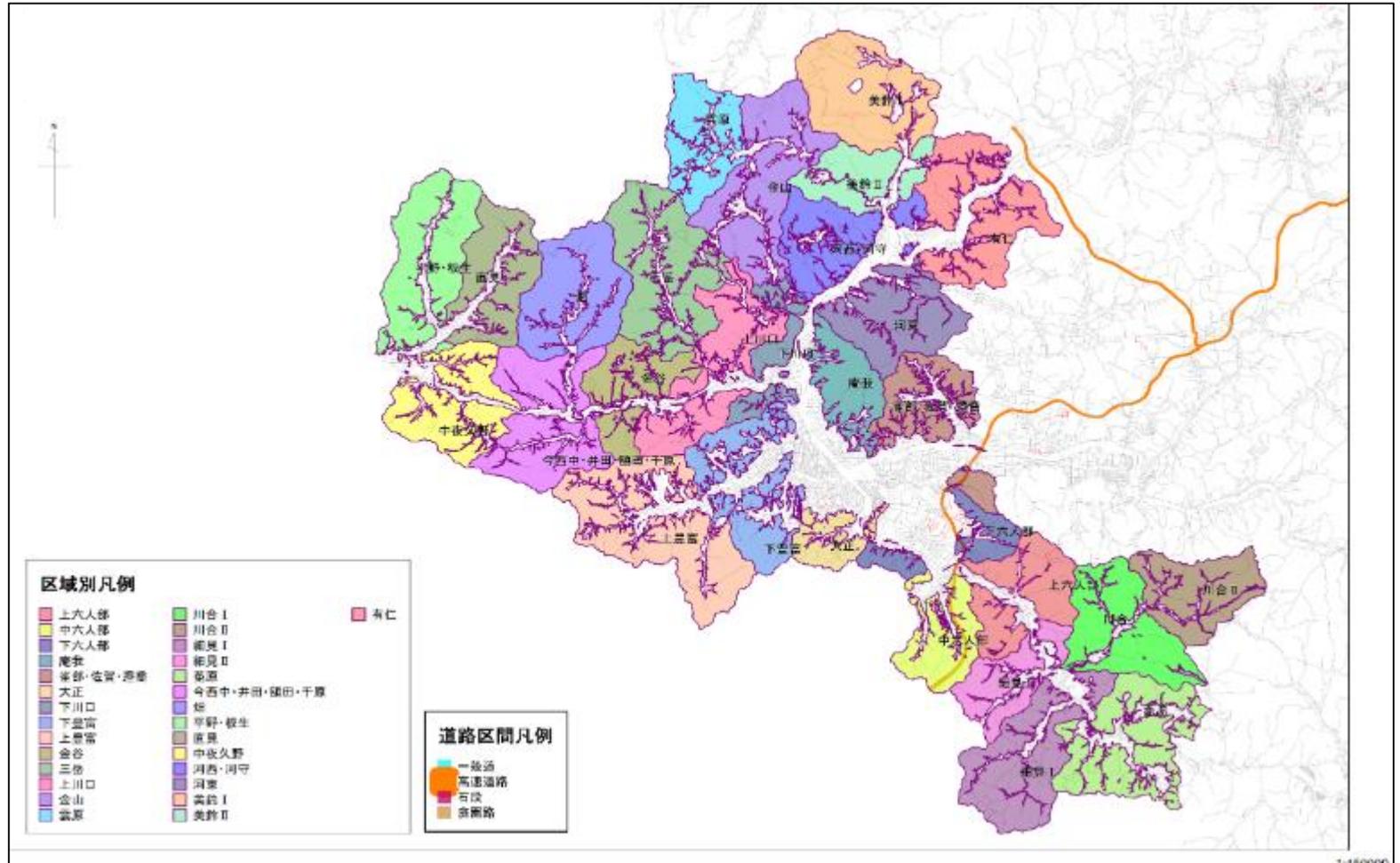
- 平成31年4月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が施行された。
- 森林環境税は「森林経営管理法を踏まえ、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保するため」創設された。
- このことから、森林環境譲与税は、市町村においては、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林整備及びその促進に関する費用」に充てることとされている。

森林環境税及び森林環境譲与税の仕組み



6 森林経営管理意向調査実施計画について

- 森林経営管理制度の意向調査は市内の森林を最長15年程度で完了することを目安とされている。
- 効率よく、速やかに意向調査を実施するために長期計画が必要である。
- 市では、市内の山林を31区域に分け、意向調査実施の優先順位を定めた「福知山市森林経営管理意向調査実施計画」を策定。（令和2年度）



6 森林経営管理意向調査実施計画について

「福知山市森林経営管理意向調査実施計画」
(令和3年3月30日策定)

■ 令和8年度までの意向調査実施地区を選定（8地区）

■ 航空レーザ測量を活用した森林境界明確化を進め、順次意向調査を実施予定。

■ 令和9年度以降の実施地区については、令和8年度時点での森林整備の状況を踏まえて再検討する。

| 優先順位 | 計画年度 | 地区名 | | 林班 | 森林面積 (ha) | 人工林面積 (ha) | 人工林率 (%) | 対象面積 (ha) | 合計点 (点) |
|------|------|-----------------|------------------|------------------|-----------|------------|----------|-----------|---------|
| 1 | R4 | 河西・河守 | 大江地域 | 512～523, 562～564 | 1,248.65 | 566.55 | 45.37% | 514.51 | 137 |
| 2 | R5 | 平野・板生 | 夜久野地域 | 449～473, 511 | 1,881.41 | 957.18 | 50.88% | 934.03 | 172 |
| 3 | | 有仁 | 大江地域 | 565～588 | 1,947.93 | 998.73 | 51.27% | 974.10 | 168 |
| 4 | R6 | 菟原 | 三和地域 | 373～401 | 1,796.07 | 636.36 | 35.43% | 563.65 | 167 |
| 5 | | 上豊富 | 旧福知山市域 | 126～154 | 2,404.30 | 971.66 | 40.41% | 879.10 | 163 |
| 6 | R7 | 畑 | 夜久野地域 | 410～432 | 1,724.47 | 1,161.25 | 67.34% | 1,010.97 | 152 |
| 7 | R8 | 下豊富 (室・市寺除) | 旧福知山市域 | 114～125, 155～162 | 972.58 | 254.54 | 26.17% | 226.04 | 144 |
| 8 | | 金山 | 旧福知山市域 | 235～259 | 2,003.58 | 873.10 | 43.58% | 749.38 | 138 |
| | ※ | 今西中・井田・額田・千原 | 夜久野地域 | 402～409, 433～448 | 1,931.15 | 1,468.42 | 76.04% | 1,097.84 | 134 |
| | | 上川口 | 旧福知山市域 | 214～234 | 1,651.91 | 851.24 | 51.53% | 684.10 | 129 |
| | | 雀部・佐賀・遷喬 (観音寺除) | 旧福知山市域 | 072～090 | 1,057.57 | 271.80 | 25.70% | 241.66 | 127 |
| | | 細見Ⅰ | 三和地域 | 328～354, 370～372 | 1,804.67 | 748.18 | 41.46% | 615.33 | 126 |
| | | 上六人部 | 旧福知山市域 | 001～022 | 1,347.00 | 528.54 | 39.24% | 273.16 | 126 |
| | | 河東 | 大江地域 | 589～612 | 1,494.09 | 678.18 | 45.39% | 626.06 | 124 |
| | | 三岳 | 旧福知山市域 | 182～213 | 2,131.04 | 1,432.46 | 67.22% | 1,230.58 | 119 |
| | | 細見Ⅱ | 三和地域 | 355～369 | 897.35 | 299.89 | 33.42% | 252.28 | 118 |
| | | 川合Ⅱ | 三和地域 | 294～315 | 1,332.49 | 672.31 | 50.46% | 552.80 | 115 |
| | | 庵我 | 旧福知山市域 | 059～071 | 896.81 | 431.22 | 48.08% | 356.91 | 115 |
| | | 中夜久野 | 夜久野地域 | 491～510 | 1,495.80 | 873.16 | 58.37% | 700.95 | 106 |
| | | 金谷 | 旧福知山市域 | 163～181 | 1,090.44 | 700.35 | 64.23% | 631.73 | 105 |
| | | 直見 | 夜久野地域 | 474～490 | 1,375.77 | 784.63 | 57.03% | 614.66 | 103 |
| | | 美鈴Ⅱ | 大江地域 | 524～533, 559～561 | 1,014.01 | 432.23 | 42.63% | 409.26 | 101 |
| | | 下川口 | 旧福知山市域 | 103～113 | 622.01 | 298.14 | 47.93% | 159.88 | 91 |
| | | 大正 | 旧福知山市域 | 094～102 | 514.22 | 175.16 | 34.06% | 119.24 | 90 |
| | | 雲原 | 旧福知山市域 | 260～277 | 1,186.78 | 610.14 | 51.41% | 517.56 | 85 |
| | | 美鈴Ⅰ | 大江地域 | 534～558 | 1,893.49 | 752.63 | 39.75% | 397.20 | 84 |
| | | 中六人部 | 旧福知山市域 | 023～037 | 952.03 | 359.91 | 37.80% | 20.02 | 79 |
| | | 川合Ⅰ | 三和地域 | 278～293, 316～327 | 1,668.92 | 750.60 | 44.98% | 594.74 | 71 |
| | 下六人部 | 旧福知山市域 | 038～041, 049～058 | 644.48 | 195.40 | 30.32% | 63.80 | 70 | |
| | | 計 | | - | 40,981.02 | 19,733.96 | 48.15% | 16,011.54 | - |

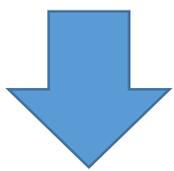
※令和9年度以降については、森林整備状況や社会情勢等を踏まえ、令和8年度に優先順位を再検討することとする

7 森林経営管理権集積計画の作成の申出について

- 原則、森林経営管理意向調査長期計画に基づき、意向調査を実施する予定である。
- ただし、森林所有者自ら森林経営管理集積計画の作成を申し出ることが可能である。

(申出書に必要な事項)

- 申出者の氏名又は名称・住所
- 申出に係る森林の所在、地番、地目、面積
- 申出に係る森林の経営管理現況
- 申出者以外の森林の権利者
- 森林所有者である証明書類



福知山市においては、森林を集約化したうえでの管理を目指すことから、一定の面積以上の森林の申出があった場合のみ、申出に対して経営管理集積計画を作成する予定である。

このことから、各団体等で森林所有者や森林の所在・樹種・林齢等の森林資源情報を取りまとめることにより、森林経営管理集積計画の作成を希望することが出来る。

別記様式第3号 (経営管理権集積計画の作成申出 (第6条関係))
経営管理権集積計画作成申出書

福知山市長 大橋 一元 様

氏名 ○○○○印 (申請者)

下記留意事項について承諾の上、下記のとおり経営管理権集積計画の作成を希望いたしますので申し出ます。

記

1. 申出者

| | |
|---------------|---|
| フリガナ | |
| 申出者の氏名 (又は名称) | |
| 住所 | 〒 |
| 電話番号 | |

2. 経営管理権集積計画の作成を希望する森林

| 所在・地番 | 林種・林齢 | 地目 | 面積 (ha) | 森林の現況 | 経営管理の状況 | 備考 (境界の把握状況や申出者以外に他用収益を目的とする権利を有する者の有無等) |
|-------|-------|----|---------|-------|---------|--|
| | | | | | | |
| | | | | | | |

3. その他参考となるべき事項

(留意事項)

- 本申出書には、登記事項証明書等、森林所有者であることを証明する書類を添付して下さい。
- 本申出書はあくまで市町村へ経営管理権集積計画の希望内容を提出するものであり、この書類をもって市町村へ経営又は管理が委託されるものではなく、今後の福知山市との協議により経営管理権集積計画が作成・公表されることで経営又は管理が委託されます。
- 申出に係る森林の状況等によっては経営管理権集積計画の作成にいたらないこともあります。

(記載要項)

- 申出者が法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。

(備考)

- 経営管理権集積計画の作成を希望する森林の欄は、必要により、行を加除することができます。

【参考】経営管理集積計画の内容(抜粋)

経営管理権集積計画(記載例)

1 個別事項

| 整理番号 | 集○ | 経営管理権の設定を受ける市町村(乙) | | (名称) | | (所在地) | | 経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲) | | (氏名又は名称) | | (住所又は所在地) | | 備考 |
|---------------------|-------|--------------------|----|-----------|--------------|-------|------|-----------------------|----------|-------------------|--------------------------|--|-----------------------|----|
| | | 市 | 町 | ●●市長 ●●●● | ●●府 ●●市 ●●●● | ●● | ●● | ●●府 ●●市 ●●●● | | | | | | |
| 乙が経営管理権の設定を受ける森林(A) | | | | | | | | | | | | | | |
| 番号 | 所在 | 地番 | 林班 | 小班 | 地目 | 面積 ha | 現況樹種 | 現況林齢 | 経営管理権の始期 | 経営管理権の存続期間(終期)(B) | 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C) | 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法 | 乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法 | 備考 |
| 1 | ●●市●● | 123 | 12 | 16 | 山林 | 1.60 | スギ | 65 | 2019.4.1 | 20年(2039.3.31) | 別添1の①参照 | 別添2の①参照 | 別添3参照 | |
| 2 | 同上 | 123 | 12 | 17 | 山林 | | スギ | 55 | 同上 | 同上 | 別添1の①参照 | 別添2の①参照 | 同上 | |
| 3 | 同上 | 123 | 12 | 18 | 山林 | | スギ | 30 | 同上 | 同上 | 別添1の②参照 | 別添2の②参照 | 同上 | |
| 4 | 同上 | 124 | 12 | 19 | 山林 | 2.55 | ヒノキ | 64 | 同上 | 同上 | 別添1の①参照 | 別添2の①参照 | 同上 | |
| 5 | 同上 | 124 | 12 | 20 | 山林 | | スギ | 58 | 同上 | 同上 | 別添1の①参照 | 別添2の①参照 | 同上 | |
| 6 | 同上 | 125 | 12 | 21 | 山林 | 0.62 | スギ | 41 | 同上 | 同上 | 別添1の②参照 | 別添2の②参照 | 同上 | |
| 7 | ●●市▲▲ | 210 | 24 | 1 | 山林 | 1.19 | スギ | 62 | 同上 | 同上 | 別添1の①参照 | 別添2の①参照 | 同上 | |
| 8 | 同上 | 210 | 24 | 2 | 山林 | | ヒノキ | 50 | 同上 | 同上 | 別添1の②参照 | 別添2の②参照 | 同上 | |
| 9 | 同上 | 212 | 24 | 3 | 山林 | 0.97 | スギ | 25 | 同上 | 同上 | 別添1の②参照 | 別添2の②参照 | 同上 | |
| 10 | | | | | | | | | | | | | | |

| 乙が経営管理権の設定を受ける森林(A) | | | | | | | | | | 経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者(E) | | | | | 備考 |
|---------------------|-------|-----|----|----|----|-------|------|------|----------|-------------------------|--------|-----|--|--|----|
| 番号 | 所在 | 地番 | 林班 | 小班 | 地目 | 面積 ha | 現況樹種 | 現況林齢 | 住所又は所在地 | 氏名又は名称 | 権原の種類 | 同意印 | | | |
| 1 | ●●市●● | 123 | 12 | 16 | 山林 | 1.60 | スギ | 65 | | | | | | | |
| 2 | 同上 | 123 | 12 | 17 | 山林 | | スギ | 55 | | | | | | | |
| 3 | 同上 | 123 | 12 | 18 | 山林 | | スギ | 30 | | | | | | | |
| 4 | 同上 | 124 | 12 | 19 | 山林 | 2.55 | ヒノキ | 64 | | | | | | | |
| 5 | 同上 | 124 | 12 | 20 | 山林 | | スギ | 58 | | | | | | | |
| 6 | 同上 | 125 | 12 | 21 | 山林 | 0.62 | スギ | 41 | | | | | | | |
| 7 | ●●市▲▲ | 210 | 24 | 1 | 山林 | 1.19 | スギ | 62 | ●●県●●市▲▲ | ×××× | 土地の所有権 | ㊟ | | | |
| 8 | 同上 | 210 | 24 | 2 | 山林 | | ヒノキ | 50 | ●●県●●市▲▲ | ×××× | 土地の所有権 | ㊟ | | | |
| 9 | 同上 | 212 | 24 | 3 | 山林 | 0.97 | スギ | 25 | ●●県●●市▲▲ | ×××× | 土地の所有権 | ㊟ | | | |
| 10 | | | | | | | | | | | | | | | |

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村(乙) 住所(同上) ●●市長 ●●●● 印

権利を設定する森林の森林所有者(甲) 住所(同上) ●● 印

【参考】経営管理集積計画の内容(抜粋)

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

| 対象森林 | | | | | 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 |
|------|-------|-----|----|----|---|
| ① | 所在 | 地番 | 林班 | 小班 | <p><経営管理実施権が設定される場合 パターン①></p> <p>○ 経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽（鳥獣害防止施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。</p> <p><経営管理実施権が設定される場合 パターン②></p> <p>○ 経営管理実施権者が主伐、主伐により生じた木材の販売並びに主伐後の植栽及び保育を実施するものとする。ただし、主伐に当たっては、主伐後に植栽した立木の林齢が存続期間中に10年生以上となるようにするものとする。</p> <p>○ 主伐後の植栽については、地拵え後、スギを2,000～3,000本/haの密度で植付けるとともに鳥獣害防止施設を設置及び維持管理をするものとする。鳥獣害防止施設の維持管理は、年●回、鳥獣害防止施設の周囲の見回り及び必要な補修を行うものとする。</p> <p>○ 保育については、存続期間終了時に成林するよう、下刈り、除伐等を実施するものとする。</p> <p>○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年●回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p> |
| | ●●市●● | 123 | 12 | 16 | |
| | ●●市●● | 123 | 12 | 17 | |
| | ●●市●● | 124 | 12 | 19 | |
| | ●●市●● | 124 | 12 | 20 | |
| | ●●市▲▲ | 210 | 24 | 1 | |
| ② | 所在 | 地番 | 林班 | 小班 | <p>○ 乙は、存続期間中に間伐を2回実施することにより複層林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年●回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p> |
| | ●●市●● | 123 | 12 | 18 | |

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法

| 対象森林 | | | | | 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法 |
|------|-------|-----|----|----|---|
| ① | 所在 | 地番 | 林班 | 小班 | <p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)</p> <p>○ 主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽（鳥獣害防止施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）を控除した利益とし、乙が算定する。</p> <p>○ 乙が算定する利益は、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額とする。</p> <p>○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。</p> <p>○ 利用間伐に係る木材の販売収益は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p> <p>(2. 伐採等に要する経費の算定方法)</p> <p>○ 乙が算定する主伐後の植栽、保育及び利用間伐に係る経費については、見積り実施時点で有効な●●県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>(3. 留意事項)</p> <p>○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。</p> <p>○ 経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（2. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)</p> <p>○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>(2. 留意事項)</p> <p>○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。</p> |
| | ●●市●● | 123 | 12 | 16 | |
| | ●●市●● | 123 | 12 | 17 | |
| | ●●市●● | 124 | 12 | 19 | |
| | ●●市●● | 124 | 12 | 20 | |
| | ●●市▲▲ | 210 | 24 | 1 | |
| ② | 所在 | 地番 | 林班 | 小班 | <p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)</p> <p>○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>(2. 留意事項)</p> <p>○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。</p> |
| | ●●市●● | 123 | 12 | 18 | |

8 福知山市森林経営管理事業の実績について(1)

- 市では、令和元年度から観音寺地区において取組を進めている。
- 森林における地籍調査が完了しており、境界及び森林所有者が判明していたため、モデル的に取り組める地区であると判断し、観音寺地区を選定。
- 令和元年度には意向調査を実施。
- 意向調査で「市に任せることを検討したい」と回答のあった箇所について、令和2年度～令和3年度に「経営管理権集積計画」を作成。
- 令和3年11月現在、市が預かった135筆、62haの森林について、民間事業者への再委託に向けて取り組んでいる。

○意向調査及び経営管理権集積計画の取組状況

| | 面積 (天然林含む) |
|--------------|------------|
| 意向調査送付数 | 128.6ha |
| 意向調査回答数 | 125.8ha |
| 自ら管理を希望 | 4.4ha |
| 集積計画公告 | 62.1ha |
| 集積計画を作成しない箇所 | 59.3ha |

【参考】森林経営管理意向調査票の内容

所有森林に関する意向調査

こちらは福知山市役所農林業振興課です。

福知山市では、現在、市内の森林を適切に管理していくため、平成31年4月に施行された「森林経営管理法」に基づいて、市内に森林を有する森林所有者の皆様、今後の所有森林の経営や管理の意向などをお伺いし、これを踏まえて、市による経営管理権の設定（詳細は裏面及び別紙を参照）などについて検討していくこととしています。

今回、〇〇地区の森林所有者の皆さんを対象に、意向調査を実施することといたしました。お手数ですが、この用紙に必要事項を記入して頂き、〇月〇〇日までに同封した返信用封筒で返送して頂きますようよろしくお願いいたします。

連絡先の確認のため、下記の住所・氏名の御確認及び連絡先の御記入をお願いします。

| | |
|-----------|--|
| 住所 | |
| 氏名 | |
| 連絡先（電話番号） | |

それでは、所有森林について伺います。

◎ あなたの所有する森林のうち今回意向等を伺う森林（以下「対象森林」とします） 1

| 所在・地番 | 林種 | 面積（㎡） |
|----------|-----|-------|
| 〇〇〇 △△番地 | 人工林 | 1,000 |
| 〇〇〇 ■■番地 | 人工林 | 300 |
| | | |

※以降の問いに対しては、当てはまる番号1つに丸をしてください。

問1 本調査については、登記簿をもとに送付していますが、上表の森林について、お伺いします。

- ① 上記の森林は自分の所有で間違いない。（問2へ）
- ② 上記の森林は自分の所有ではない。（問1-2へ）
- ③ 上記の森林を自分が所有していることを知らなかった。（問2へ）
- ④ 上記の森林が自分の所有かどうかわからない。（問2へ）

問1-2 もし、森林所有者がお分かりでしたらお知らせください。

氏名： _____

住所： _____

裏面へ

問2 現在の対象森林の管理や手入れの状況について

対象森林について、現在どのように管理（見回り）や整備（間伐などの施業）をされていますか？

- ① 日常的な管理（見回り）や整備を自分でやっている。
- ② 日常的な管理（見回り）は自分でやっているが、整備（間伐などの施業）はほかの人（あるいは団体）に委託している。
- ③ 日常的な管理（見回り）も整備（間伐などの施業）もほかの人（あるいは団体）に委託している。
- ④ 日常的とはいえないが、3年以内に管理（見回り）や整備（間伐などの施業）を自分もしくはほかの人（あるいは団体）が行った。
 - ① 特に管理も整備もしていない。
 - ② その他（ _____ ）

問3 対象森林について、過去10年以内に間伐などの整備をされましたか？

分かる範囲でお答え下さい。

- ① 整備をした（内容（わかる範囲で）： _____ （例：△年△月に間伐））
- ② 整備をしていない
- ③ わからない
- ④ その他（ _____ ）

◎ 平成31年4月に施行された「森林経営管理法」では、森林所有者の方々が自ら管理することが難しい森林について、森林所有者の方と市が相談して今後の森林管理の方針を定めた上で、森林所有者の方が市に経営や管理を委託できる（「経営管理権」を設定する）法律です。（森林の所有権は引き続き森林所有者の方が持ちます。）経営管理権が設定された森林について、市は、自ら管理するか、林業を行う事業体などに経営や管理を再委託する（「経営管理実施権」を設定する）ことになります。

対象森林を市や林業を行う事業体が経営や管理を実施した結果、利益が発生する場合には、あらかじめ定められたルールにのっとり、利益の一部が森林所有者の方に支払われます。（利益がない場合は支払われません。）この制度の利用を御検討する方は、次の問4で④を選択してください。

問4 対象森林の今後の経営や管理についてどのようにお考えですか？

- ① 自分で経営や管理をしていきたい。（今後の施業予定： _____ ）
- ② 自分で委託先を探し、経営や管理を委託したい。（想定している委託先： _____ ）
- ③ 既に他者に委託しており、引き続き継続して委託したい。（今後の委託予定： _____ ）
- ④ 市に経営や管理を委ねることについて検討してみたい。
- ⑤ その他（ _____ ）

問5 （問4で④と選択された方のみ）

もし、市に経営や管理を任せる状況になった場合、施業方法に希望はありますか？

- ① 希望はなく、任せる
- ② 主伐・再造林を希望する
- ③ 間伐を希望する
- ④ わからない
- ⑤ その他（ _____ ）

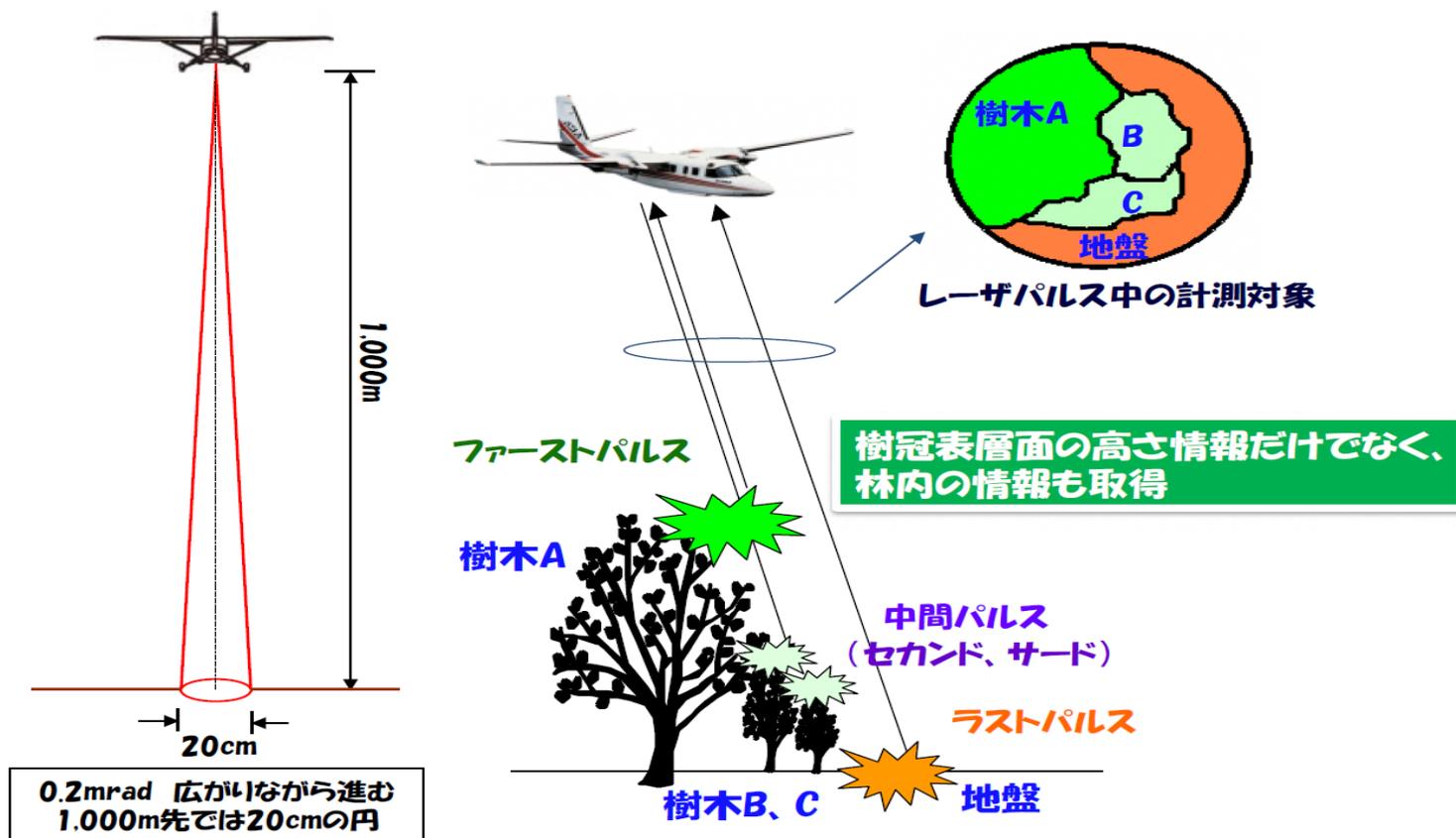
調査は以上です。御協力ありがとうございました。

同封の返信用封筒に入れていただき、投函をお願いします。（切手不要）

※ 本調査はあくまで森林所有者の皆様に対象森林に関する経営や管理の意向をお伺いするものであり、この調査において市に経営や管理を委ねることを希望されることをもって、市が経営や管理の委託を受けることをお約束するものではありません。

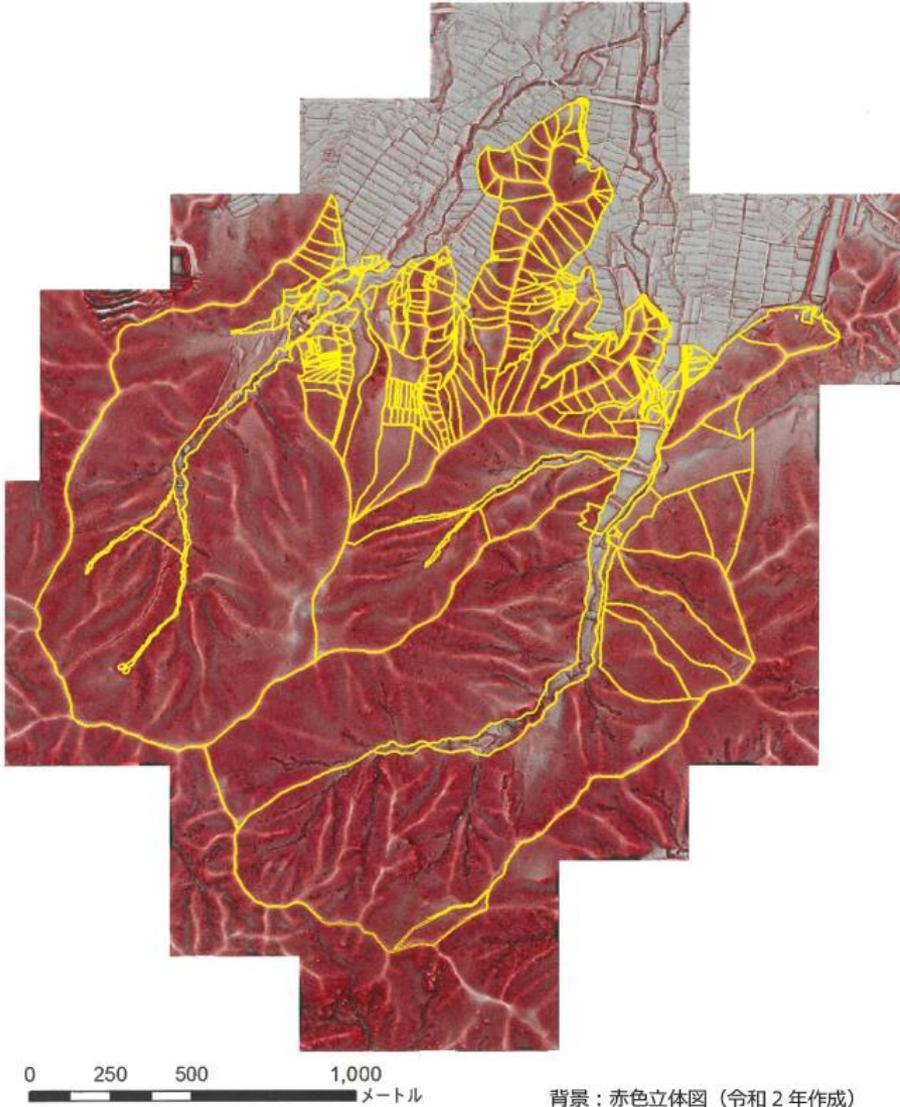
9 福知山市森林経営管理事業の実績について(2)

- 令和2年度に、室・市寺地区で森林航空レーザ測量を実施し、境界明確化の取組に着手。
令和3年度も引き続き森林の境界明確化を進めている。
- 室・市寺地区については、治水対策の一環として弘法川上流部において森林整備を実施し、保水力を高めることを目的に2地区目として選定。
- 令和3年度は、河守・河西地区で森林航空レーザ測量を実施。
(福知山市森林経営管理意向調査実施計画で優先順位1位とした地区)

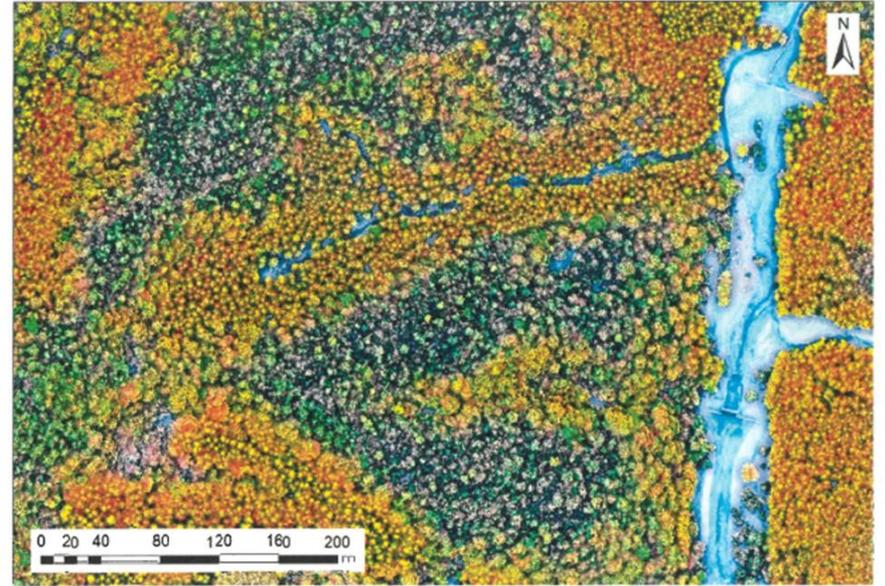


9 福知山市森林経営管理事業の実績について(2)

■室・市寺地区森林航空レーザ測量の成果品



境界提案図のイメージ



航空写真とレーザ林相図の違い

A low-angle photograph of a dense forest of tall, slender trees, likely pines or cypresses, reaching towards a bright sky. The trees are arranged in a way that creates a strong sense of height and depth. The lighting is bright, suggesting a sunny day, and the overall atmosphere is serene and majestic.

御清聴ありがとうございました